

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

平成22年度 市単 市道西灘山手線 道路維持管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月28日

室戸市長 小松 幹侍

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成22年度 市単 市道西灘山手線 道路維持管理委託業務 施工延長 L=162.5m
(2) 契約を締結した日	平成22年10月28日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所 又は主たる事務所の所在地	社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4) 契約金額	¥99,750
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に該当するシルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格を下回ったため。
(6) 契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市役所 建設課 室戸市浮津25番地1